

平成 30 年度 両津クリーンセンター

公害防止協議会次第

平成 30 年 7 月 18 日(水) 午後 2 時～
両津クリーンセンター 1 階休憩室

1 開会のあいさつ

2 議事

(1) 平成 29 年度両津クリーンセンターの受入状況について

(2) 平成 29 年度周辺土壌ダイオキシン類の測定結果について

(3) その他

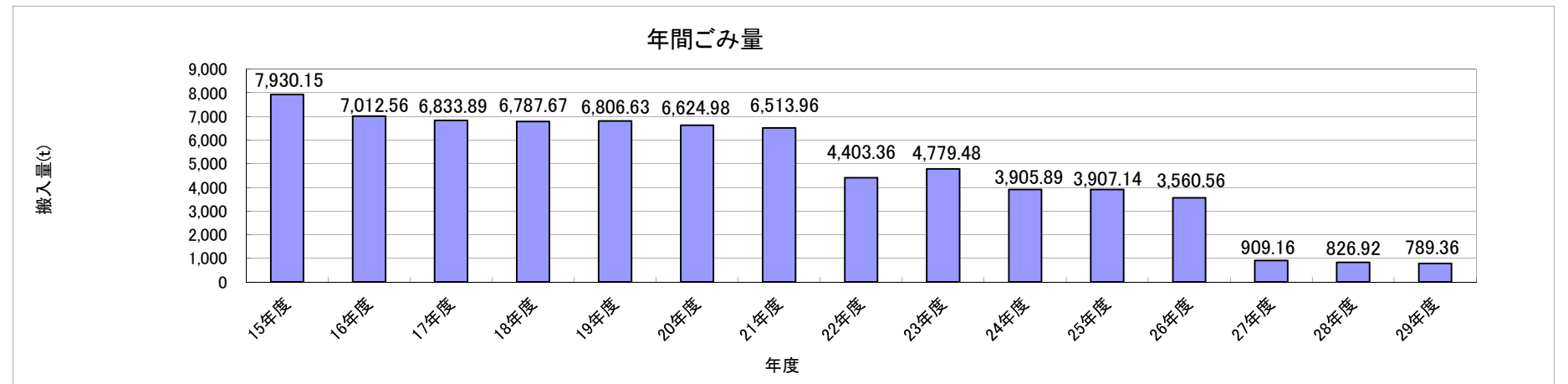
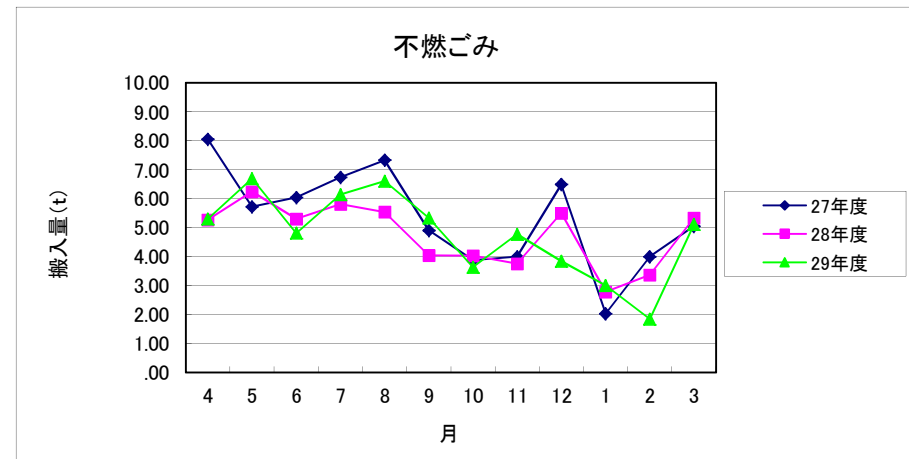
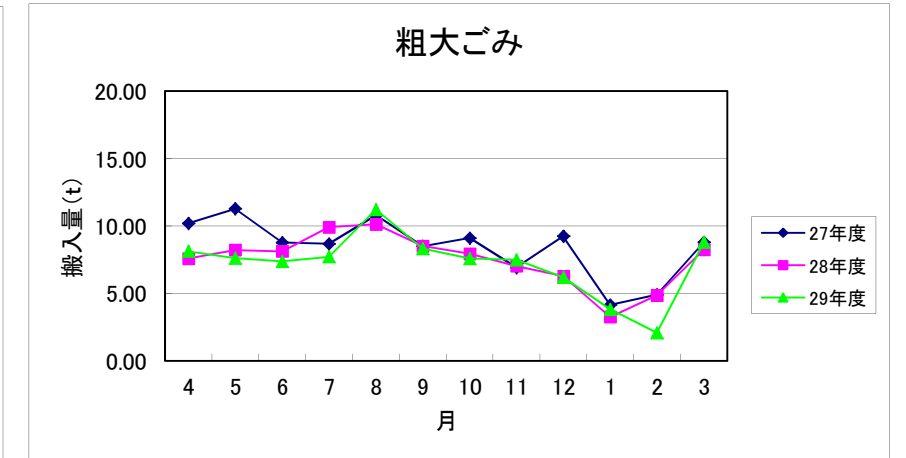
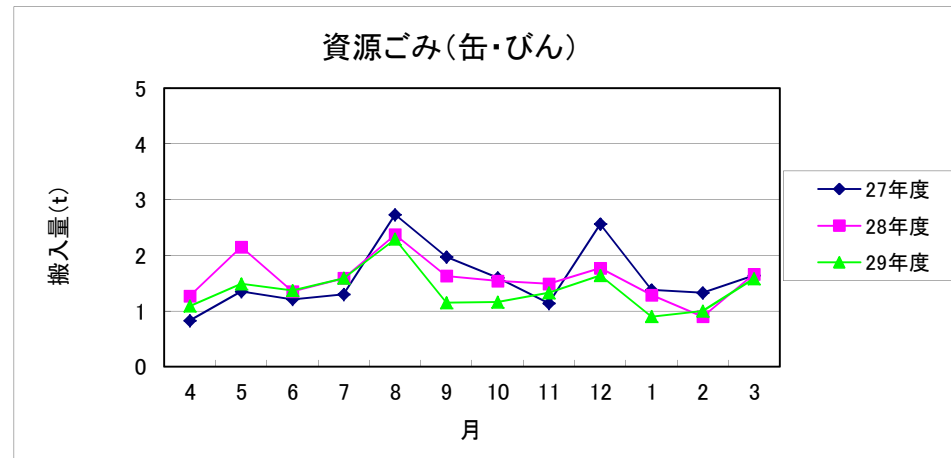
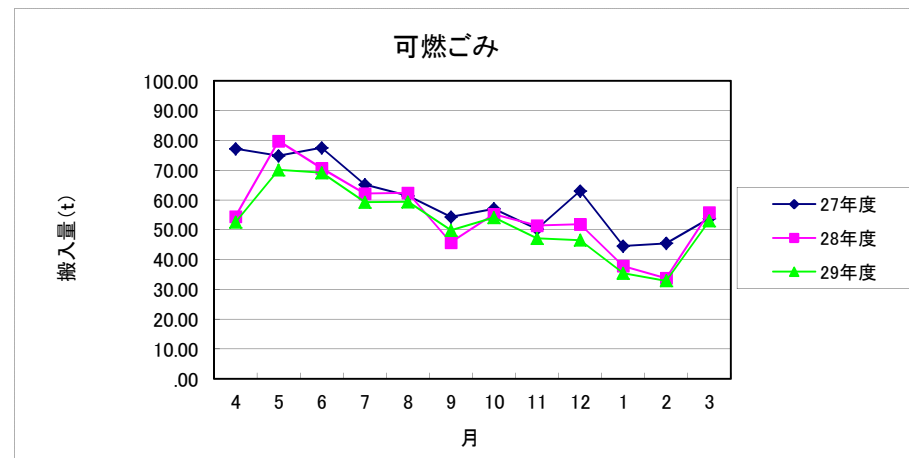
3 閉会のあいさつ

両津クリーンセンターごみ搬入量年度別比較表

	可燃ごみ			不燃ごみ			資源ごみ			粗大ごみ		
	27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	29年度
4	77.16	54.41	52.55	8.05	5.27	5.30	0.83	1.27	1.09	10.19	7.58	8.12
5	74.86	79.73	70.11	5.72	6.24	6.69	1.35	2.15	1.49	11.28	8.22	7.61
6	77.51	70.62	69.17	6.04	5.30	4.81	1.21	1.35	1.37	8.78	8.12	7.38
7	65.15	62.19	59.24	6.74	5.81	6.14	1.3	1.59	1.59	8.68	9.91	7.72
8	61.43	62.35	59.37	7.33	5.54	6.61	2.73	2.37	2.29	10.80	10.12	11.22
9	54.34	45.73	49.78	4.90	4.04	5.34	1.97	1.63	1.15	8.50	8.52	8.32
10	57.06	55.18	54.08	3.88	4.03	3.63	1.6	1.54	1.16	9.10	7.94	7.58
11	50.21	51.40	47.16	4.00	3.76	4.77	1.14	1.49	1.33	6.92	7.03	7.50
12	63.00	51.83	46.54	6.49	5.50	3.84	2.56	1.77	1.64	9.24	6.28	6.18
1	44.58	37.85	35.42	2.03	2.78	3.00	1.38	1.29	0.90	4.15	3.26	3.81
2	45.47	33.75	32.90	4.00	3.37	1.84	1.33	0.90	1.00	4.90	4.86	2.08
3	53.79	55.80	53.05	5.05	5.34	5.11	1.64	1.66	1.58	8.79	8.25	8.80
計	724.56	660.84	629.37	64.23	56.98	57.08	19.04	19.01	16.59	101.33	90.09	86.32
平均	60.38	55.07	52.45	5.35	4.75	4.76	1.59	1.58	1.38	8.44	7.51	7.19

(単位：t)

ごみの年間総搬入量	
15年度	7,930.15
16年度	7,012.56
17年度	6,833.89
18年度	6,787.67
19年度	6,806.63
20年度	6,624.98
21年度	6,513.96
22年度	4,403.36
23年度	4,779.48
24年度	3,905.89
25年度	3,907.14
26年度	3,560.56
27年度	909.16
28年度	826.92
29年度	789.36



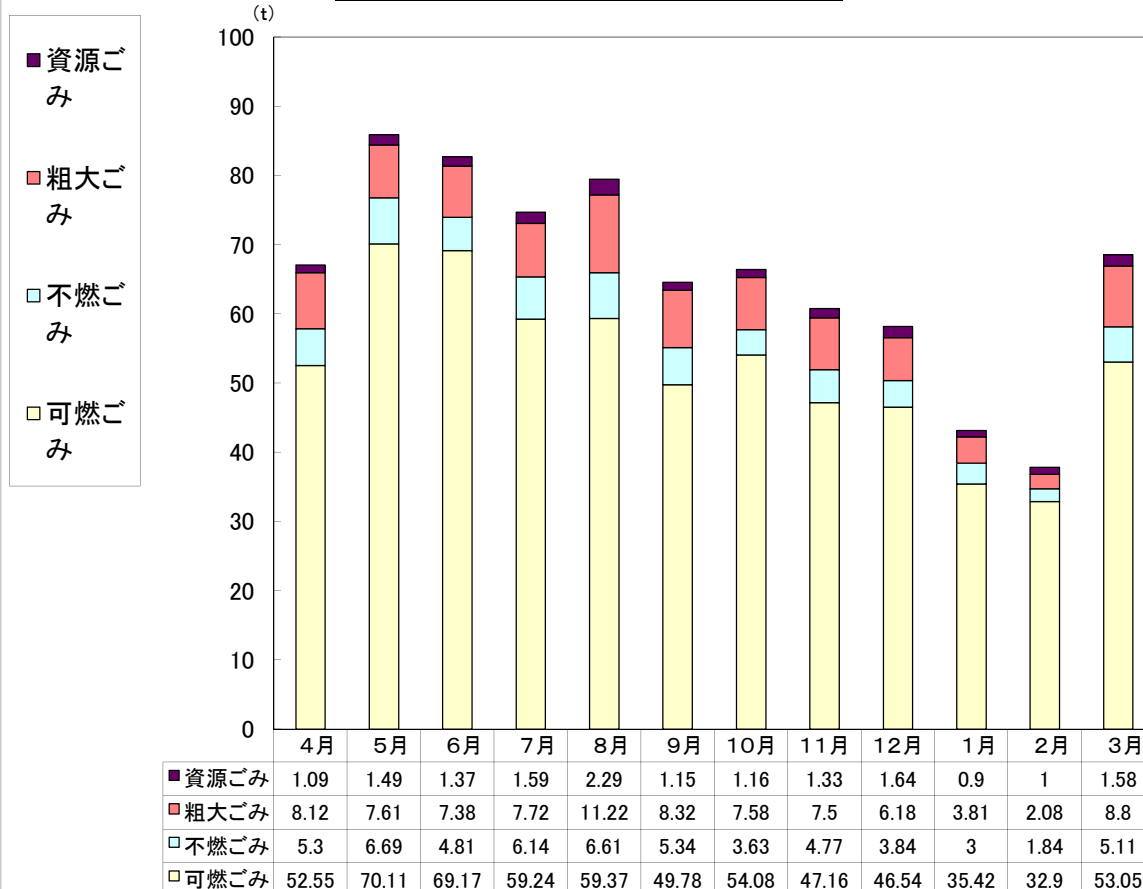
※両津クリーンセンター搬入分です

平成29年度 両津クリーンセンター ごみ受入量(種別)

単位:(t)

	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	月合計
4月	52.55	5.30	1.09	8.12	67.06
5月	70.11	6.69	1.49	7.61	85.90
6月	69.17	4.81	1.37	7.38	82.73
7月	59.24	6.14	1.59	7.72	74.69
8月	59.37	6.61	2.29	11.22	79.49
9月	49.78	5.34	1.15	8.32	64.59
10月	54.08	3.63	1.16	7.58	66.45
11月	47.16	4.77	1.33	7.50	60.76
12月	46.54	3.84	1.64	6.18	58.20
1月	35.42	3.00	0.90	3.81	43.13
2月	32.90	1.84	1.00	2.08	37.82
3月	53.05	5.11	1.58	8.80	68.54
合計	629.37	57.08	16.59	86.32	789.36
月平均	52.45	4.76	1.38	7.19	

平成29年度 両津クリーンセンター種別・月別搬入量



平成20年度～平成29年度 両津クリーンセンター周辺土壌のダイオキシン類測定結果

【※国基準 1,000pg-TEQ/g 管理指標 250pg-TEQ/g】

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
採取日	平成20年12月4日	平成21年12月17日	平成22年12月16日	平成23年11月17日	平成24年11月15日
周辺土壌中ダイオキシン類基本点	12.0pg-TEQ/g	11.0pg-TEQ/g	14.0pg-TEQ/g	7.3pg-TEQ/g	12.0pg-TEQ/g
〃 吾潟基本点	3.0pg-TEQ/g	3.4pg-TEQ/g	3.9pg-TEQ/g	4.7pg-TEQ/g	4.6pg-TEQ/g
〃 住吉基本点	8.7pg-TEQ/g	7.3pg-TEQ/g	11.0pg-TEQ/g	9.1pg-TEQ/g	9.8pg-TEQ/g
〃 城腰基本点	2.1pg-TEQ/g	1.8pg-TEQ/g	3.1pg-TEQ/g	3.2pg-TEQ/g	2.8pg-TEQ/g

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
採取日	平成25年11月14日	平成26年11月13日	平成27年10月16日	平成28年12月2日	平成29年11月10日
周辺土壌中ダイオキシン類基本点	8.6pg-TEQ/g	13.0pg-TEQ/g	11.0pg-TEQ/g	12.0pg-TEQ/g	13.0pg-TEQ/g
〃 吾潟基本点	4.5pg-TEQ/g	4.6pg-TEQ/g	5.1pg-TEQ/g	4.1pg-TEQ/g	—
〃 住吉基本点	9.8pg-TEQ/g	9.4pg-TEQ/g	7.7pg-TEQ/g	8.4pg-TEQ/g	—
〃 城腰基本点	2.5pg-TEQ/g	3.1pg-TEQ/g	3.0pg-TEQ/g	3.2pg-TEQ/g	—

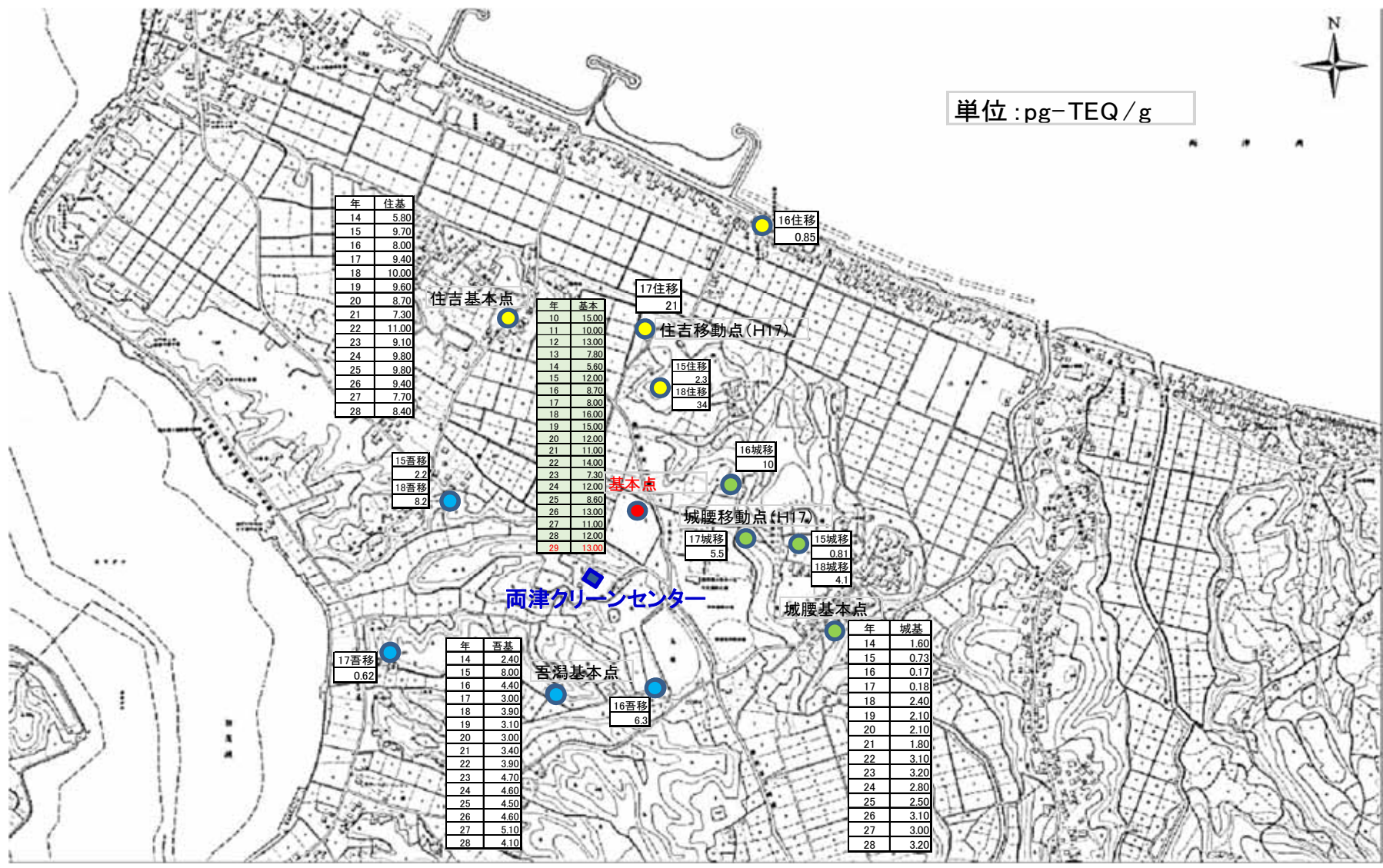
【解説】

※平成29年度の公害防止協議会で、周辺土壌のダイオキシン類測定は、基本点の1箇所になりました。

- 1 pg (ピコグラム)1兆分の1グラム
- 2 TEQ 毒性当量＝ダイオキシン類の実測濃度に毒性等価係数を乗じて得たもの



単位 : pg-TEQ / g



年	住基
14	5.80
15	9.70
16	8.00
17	9.40
18	10.00
19	9.60
20	8.70
21	7.30
22	11.00
23	9.10
24	9.80
25	9.80
26	9.40
27	7.70
28	8.40

年	基本
10	15.00
11	10.00
12	13.00
13	7.80
14	5.60
15	12.00
16	8.70
17	8.00
18	16.00
19	15.00
20	12.00
21	11.00
22	14.00
23	7.30
24	12.00
25	8.60
26	13.00
27	11.00
28	12.00
29	13.00

年	吾基
15	2.2
18	8.2

年	吾基
14	2.40
15	8.00
16	4.40
17	3.00
18	3.90
19	3.10
20	3.00
21	3.40
22	3.90
23	4.70
24	4.60
25	4.50
26	4.60
27	5.10
28	4.10

年	城基
14	1.60
15	0.73
16	0.17
17	0.18
18	2.40
19	2.10
20	2.10
21	1.80
22	3.10
23	3.20
24	2.80
25	2.50
26	3.10
27	3.00
28	3.20

年	住移
16	0.85

年	住移
17	21

年	住移
15	2.3
18	34

年	城移
16	10

年	城移
17	5.5

年	城移
15	0.81
18	4.1

年	吾移
17	0.62

年	吾移
16	6.3

○佐渡市両津クリーンセンター公害防止協議会開催要綱

平成 26 年 4 月 1 日

告示第 96 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、両津クリーンセンター(以下「センター」という。)に関する公害を防止するため、佐渡市両津クリーンセンターに関する公害防止協定書(平成 9 年 2 月 14 日締結。以下「協定書」という。)第 8 条の規定に基づき、佐渡市両津クリーンセンター公害防止協議会(以下「協議会」という。)を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 協定書の適正な運用に関する事項
- (2) センターの運営に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(参加者)

第 3 条 市長は、次に掲げる者のうちから、協議会への参加を求めるものとする。

- (1) センター周辺地区から選出された住民 9 人以内
- (2) 環境対策課長
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める市の職員 5 人以内

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して協議会への参加を求めるものとする。

(座長)

第 4 条 協議会に座長を定め、座長は、環境対策課長をもって充てる。

2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する参加者が座長を務めるものとする。

(関係者の出席)

第 5 条 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見等を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第 6 条 協議会の開催期間は、おおむね 2 年間を目途とする。

(開催通知)

第 7 条 市長は、協議会の開催通知、開催場所、協議案件その他重要な事項を前もって参加者に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合については、この限りでない。

(守秘義務)

第 8 条 協議会の参加者及び関係者は、この協議会で知り得た秘密を漏らしてはならない。協議会が終了した後も、同様とする。

(庶務)

第 9 条 協議会の庶務は、環境対策課において処理する。

(その他)

第 10 条 この告示に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。